

開講科目名 / Course	法学入門（日本国憲法）	
ターム・学期 / Term・Semester	2025年度 / Academic Year 2 学期 / Second	
開講区分 / semester offered	2 学期、3 学期 / Second, Third	
単位数 / Credits	2.0	
学年 / Year	1	
主担当教員 / Main Instructor	佐々木 淳夫	
担当教員名 / Instructor	佐々木 淳夫	
必修・選択 / compulsory subject	選択	
講義形態 / Class Type	講義	
授業回数	15	
科目の目的と概要	市民生活にかかわりの深い、契約・損害賠償・家族に関する法実務上の問題への理解を通じて、法学の基礎知識としての近代市民法の基本原理を身につける。近代市民法の歴史及び憲法・立憲主義の歴史の展開をふまえて、日本国憲法の歴史的意義とその基本原理を理解する。憲法に関してはとくに人権問題に重点をおき、市民としての人権感覚を磨くだけでなく、医療従事者として、患者・高齢者・障がい者等の人権問題に的確に対応できる資質を身につける。	
到達目標	1. 市民として必要とされる基礎的な法的知識を説明することができる。 2. 医療従事者として、患者・高齢者・障がい者等の人権～契約その他の場面における支援の必要性～に配慮することができる。 3. 憲法の歴史とわが国の憲法問題・人権問題を説明することができる。	
DPとの対応	1.心豊かな人間性・倫理観、3.看護の基盤となる専門知識・技能、4.連携協働・リーダーシップ、5.地域性・国際性、6.探求心と創造力	
授業計画	01. ガイダンス 市民生活と法、医療従事者が会おう法 02. 市民生活と法（1）契約 高齢者・障がい者と成年後見制度 03. 市民生活と法（2）損害賠償 賠償額算定における障がい者差別 04. 市民生活と法（3）家族 身分における差別問題 05. 近代市民法の基本原理と憲法・立憲主義の歴史 06. 日本国憲法の概要・基本原理 07. 統治機構総論 統治機構の原理 08. 統治機構各論（1）有権者・国会・内閣・地方公共団体 09. 統治機構各論（2）裁判所（司法権・違憲審査権） 10. 人権総論 「人権」と「憲法が保障する権利」、制約の正当化根拠 11. 人権各論（1）幸福追求権・自己決定権 医療と自己決定 12. 人権各論（2）自由（精神的自由・経済的自由・財産権） 障がい者の移動の自由 13. 人権各論（3）平等 性別・障がい・感染症と差別、合理的配慮の意義 14. 人権各論（4）参政権・国務請求権・社会権 15. 人権各論（5）刑事手続と人権 冤罪・死刑	
その他の授業の工夫	憲法・民法など分野の講義が終わった段階で小テストを実施し理解度を図る。	
時間外学修	事前学修：次回の学習内容について予習する（15h）。 事後学修：配布資料と小テスト及び参考文献を用いて復習する（30h）。	
評価方法と評価割合	レポート：15% 小テスト：30% 定期試験：55%	
テキスト	テキストは使用せず、毎時間、講義資料を配布する。	
参考書	適宜、参考文献を紹介する。	
履修する上で必要な要件		
その他		
教員の実務経験	有・無 内容	有 佐々木淳夫：一般民事・家事・刑事事件全般を取り扱う弁護士
教員以外で指導に関わる者の実務経験	有・無 内容	無
実務経験をいかした教育内容	医療事故、学校事故、環境訴訟、刑事再審事件等の個々の実例を挙げながら、それらの事件に内在する法律問題・人権問題を紹介する。	